

令和6年度持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち
新技術導入緊急対策事業に係るQ & A

※今後一部変更の可能性あります。

2025/5/2 赤字で追記

>応募者の要件に関して

●補助対象者は中堅・中小企業に限るとあるが、その定義を教えてください。

中堅・中小企業（常時使用する従業員（パート、アルバイト及び当該事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）の従業員を含む。）の数が2000人以下の事業者をいう。）に限る。

（注1）子会社とは、親会社が形式的に50%超の議決権を有している場合や、実質的に財務及び事業の方針の決定を支配している場合などに、支配されている側の会社をいいます。

（注2）親会社が50%超の議決権を有している子会社の場合、親会社を含めた全体の従業員数が2000人以上となると、対象外となります。

●外食事業者も補助対象となりますか。

外食事業者であっても、自社で食品製造を営んでいる場合には、補助対象となります。参考：公募要領第4第1項(1)。

●飲料製造業、清酒製造業、食品添加物製造業は対象ですか。

当事業の対象は食品製造業を対象としており、飲料製造業は対象となります。清酒製造業（財務省所管）、食品添加物（厚労省所管）は、当事業では対象としておりません。

>取組要件(1)「産地と連携した原材調達計画」について

●産地と連携した国産原材

料調達について、具体的に教えてください。

公募要領 別記様式第2号
にチェックシートを設けています
(右図)。こちらを活用して
計画策定をお願いします。

別記様式第2号	
産地と連携した国産原材調達計画	
以下の6つの設問に答え(質問1、2、4、5は選択肢、質問3、6は自由記載)、最後のチェックボックスにチェックを入れてください。	
質問1 現在の国産原材料の利用割合について選択してください。	<input type="checkbox"/> 否
質問2 国産原材料の利用割合について、今後増加させる予定はありますか。	<input type="checkbox"/>
質問3 今後の国産原材料の調達予定量・割合について、現在との比較を交えて記載してください。	<input type="checkbox"/>
質問4 国産原材料を調達するにあたり、産地を指定していますか。	<input type="checkbox"/>
質問5 指定する産地を拡大するなど、産地との関係を強化していく予定はありますか。	<input type="checkbox"/>
質問6 産地からの情報収集、原材料の産地指定など、産地と連携して実施する原材調達計画について記載してください。	<input type="checkbox"/>
チェックボックスにもお願います。	
<input type="checkbox"/> 併社は、国産への食料の安定供給を担う食料システムの一員として、上記の計画に則り、産地との連携を強化し、原材料の安定生産や安定調達に向けた取組を進め、持続的な食料システムの確立に貢献します。	

●産地と連携した国産原材料調達計画は、主原料に限りますか。

主原料には限りません。導入する機械設備で生産する製品の原材料について記入してください。

- 産地と連携した国産原材料調達計画で記載する、国産原材料の利用割合は、新技術導入の対象となる機械設備に係るものに限定されるのですか。または、工場全体での割合を算定するのですか。

導入する機械設備に対応する国産原材料の利用割合で記載してください。

- すでに国産原材料を100%使用している場合、どのような計画を書けばよいのですか。

既存の仕入先産地との結びつきを強化する取組（契約取引、直接取引等）や調達リスクを軽減するために新たな産地の開拓に向けた取組など、国内産地との連携を強化する取組を記載してください。

>取組要件(2)「生産効率」について

- 生産効率は導入設備で計算するのか、生産ラインや工場全体で計算するのか。

導入する設備の生産ラインに対する生産効率の向上を対象として計算してください。

- 生産効率が3%/年以上とはどういうことですか。

別記様式第3号「生産効率の向上計画__生産効率計算シート」において、生産効率が対前年比3%以上向上することを確認するチェックボックスにチェックし、かつ、設問1～3いずれかの向上率が103%以上であることを指します。

- 新規製品の製造ライン導入の場合、導入前の数値はどのように記入しますか。

既存設備で製造した場合で算出する等、導入設備の新規性・先導性による向上率が分かるように記入してください。

>導入設備について

- 販売後3年以上の機械設備は対象外ですか。

販売後3年程度未満としており、販売後4年以上の機械設備は対象外となります。また、新製品として開発した機械設備だけではなく、開発後に改良された場合は、改良後3年程度以内であれば対象となります。

- 対象機器は例示されたもの以外でも対象となりますか。

PR資料の中で対象機械設備として挙げているものは、あくまでも例示したもので、補助対象は例示したものに限定されたものではありません。製造ラインの自動化等の省人化や生産性の向上に資する新技術（機械設備等）の導入であれば対象となります。

- 機械設備を組み合わせた場合も対象となりますか。

個別の機械設備すべてが、販売後3年程度未満のもので構成されていれば対象となります。

- オーダーメイドの設備も対象となりますか。

設備メーカーとの共同開発による特注設備等、オーダーメイドも対象となります。ただし、生産ラインに適合させるためのカスタマイズや改良は対象とはなりません。別記様式第5号にて、新技術であることをメーカーが証明できる場合、対象となります。

- 現状の生産ライン内の機械設備を改良する場合も補助対象となりますか。
既存の機械設備の改良は、補助対象とはなりません。

>補助対象経費の範囲について

- 機械設備以外の費用も対象になりますか。
機械設備の導入に関する費用も補助対象となります。詳しくは、公募要領 別表第3を確認ください。

>申請や採択後の予定について

- 公募の今後のスケジュールを教えてください。機械の設置はいつまでに行う必要がありますか。
現時点では、以下の予定を想定しています。
令和7年6月下旬～7月上旬見込み：採用通知
令和7年7月中下旬見込み：交付決定
令和8年3月31日：事業完了（＝設備の設置・支払い完了）

- 今回の事業について、追加公募の予定はありますか。
現時点では予定しておりません。

- 機械の設置後に報告は必要ですか。
基本的には機器設置後1か月以内に「実績報告書」の提出が必要です。
また、「事業成果状況報告書」は、当該年度の翌年度の6月末（令和8年6月末）のまでに提出が必要です。
詳細については、「持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱」、「新技術導入緊急対策事業実施要領」をご確認ください。

>申請書類に関して

- 設備の見積書の提出は必要ですか。
公募段階では必要ありませんが、採択通知後には提出が必要ですのでご準備ください。相見積もりは2件以上お願いします。
- 別記様式第1号別添1「課題提案書（応募者に関する事項）」の「食品製造関連データ」の表については、工場全体のデータ、導入設備に対するデータのどちらを記入するのか。
設備導入する工場全体のデータで記入ください。
- 別記様式第1号別添2「課題提案書（取組内容に関する事項）」について

- 2「実施方法」に記載する実施期間はいつまでか。
補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとしています。

-3「審査基準との整合性」③「生産性向上に向けたこれまでの取り組み」とは、導入する生産ラインについてか工場全体か。

社内で行われた生産性向上の取組について記入してください。

-5「新技術の普及」には、どのように記載すればいいか。

導入した機械設備を、自社以外に普及しようとする取組について、具体的に記入ください。

-6「加点要素」の‘中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書’は必ず出さないといけないのか？これから導入する設備だと取得できないが。

当該証明書については必須ではありません。当事業で申請する機械設備が過去に当該証明書を取得している場合には、別記様式第5号のとおり、ユーザー連絡先を黒塗りして添付してください。

-別添3「経費内訳書」の国庫補助金欄はどのように書くのか。

事業費の合計額（税抜）×1/2＝国庫補助金、となります。税は自己負担の方に含めます。

-別添3「経費内訳書」に値引き額は記載するか。

採択後の見積もり額と整合性がとれるように記載してください。必要であれば値引き額も記載ください。

●別記様式第3号「生産効率の向上計画_生産効率計算シート」はどのように書くのか。

設備導入前後の製造量、労働人数、労働時間、その他の事項についてはもしあればご記入をお願いします。導入後については見込みの数値で問題ありません。

なお、質問1・3は月単位・年単位の記載でも問題ありません。

また、質問2の単位は「人/ライン」の記載が難しい場合には「人/設備」で記載願います。

●別記様式第4号「生産効率の向上計画_費用対効果計算シート」はどのように書けばいいか。

設備導入に要した事業費を回収し、黒字化するまでの期間を「回収期間」にご記入ください。備考欄には算出根拠をご記入ください。

●別記様式第5号「新技術に関する証明書」はだれが書くのか。

導入する設備のメーカーや商社に記入を依頼してください。その場合、押印は必要ありません。

●別記様式第6号「事業実施者の概要」はどのように書けばいいか。

こちらは応募者が法人格を有しない団体である場合に提出する書類です。株式会社など、一般的な企業は提出不要です。